発行　松戸市 環境部 廃棄物対策課

〒271-8588 松戸市根本387-5 新館6階

TEL：047-704-2010　FAX：047-366-8114

Mail:mchaikitaisaku@city.matsudo.chiba.jp

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/index.html

松戸市　ごみ・リサイクル・し尿　×　検索

イラスト出典：公益財団法人容器包装リサイクル協会(https://www.jcpra.or.jp/consumer/what/tabid/205/index.php)
経済産業省ウェブサイト(https://www.meti.go.jp/poli cy/recycle/main/data/illust/index.html)
いらすとや(https://www.irasutoya.com/)　ソコスト(https://soco st.com/)　イラストAC(https://www.ac-illust.com)

事業者の皆様へ

事業系ごみの適正処理と減量化パンフレット

事業所から出るごみは、
種類や量にかかわらず、家庭ごみの集積所には出せません!
このパンフレットを使って、
正しくごみを処理しましょう。

松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター
クリンクルちゃん

松戸市　環境部　廃棄物対策課

もくじ

❶事業者の責務
事業者の責務 …… 1
事業系ごみとは …… 1
廃棄物の適正管理 …… 2
廃棄物の分類 …… 2
適正なごみ処理の流れ …… 3

❷事業系ごみの種類
事業系ごみの判別フロー図 …… 4
産業廃棄物一覧 …… 4
松戸市の事業系ごみの分別区分 …… 6
市で処理できないごみ …… 7

❸事業系ごみの処理方法
一般廃棄物の処理方法 …… 8
市の許可を受けた一般廃棄物処理業者一覧 …… 9
産業廃棄物の処理方法 …… 10

❹松戸市のごみ減量化対策
松戸市のごみ量 …… 11
事業系ごみの排出状況の調査・指導 …… 12
「中身の見えるポリ袋」を使用してください …… 12
松戸市に提出が必要な書類 …… 13

❺ごみを減量するために
事業系ごみ減量によるメリット …… 14
３Ｒの実践 …… 14
ごみを分別できる環境づくり …… 15
紙類のリサイクル …… 16
生ごみのリサイクル・食品ロス削減 …… 17

❶事業者の責務

事業者の責務 事業所は、廃棄物処理法に基づき、以下のことを守らなければなりません。

自己処理責任
事業活動に伴って生じたごみは、自ら処理するか、許可を受けた業者に委託して処理しなければなりません。

ごみの減量
ごみの発生抑制、再利用、再生利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めなければなりません。

市施策への協力
ごみの減量、適正処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

廃棄物処理法（一部抜粋）

（事業者の責務）

第３条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理しなければならない。**

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業系ごみとは 営利、非営利を問わず、**「すべての事業活動で発生するごみ」**のことです。

学校や公民館、病院、社会福祉施設のほか、**飲食店や事務所、個人商店、町会・自治会等から発生するごみも「事業系ごみ」となります。**

⚠種類や量にかかわらず事業所内から出たごみは、すべて「事業系ごみ」です。

■従業員が飲食した弁当容器やペットボトル
■メモ用紙、紙くず
■理容室、美容室から出る毛髪、シャンプー等の空き袋 など

少量であっても、家庭ごみの集積所には出せません
※町会や自治会等が行っている集団回収にも出せません。

廃棄物処理法による罰則

事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことは、不法投棄とみなされ、廃棄物処理法第25条により、5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

住居と店舗・事務所が同じ建物の場合

住まいから出るごみは家庭ごみ、店舗・事務所から出るごみは事業系ごみになります。

住まい → 家庭ごみ
店舗 事務所 → 事業系 ごみ

廃棄物の適正管理

把 握　排出される廃棄物を把握しましょう。

分 別　はじめに、以下の2種類を基本に分別しましょう。

産業廃棄物 → 4、5ページ

事業系一般廃棄物 → 6ページ

次に、**「松戸市の分別区分」**に準じて分別しましょう。(6ページ)

保 管　**廃棄物の保管場所を以下の条件を満たすよう、設置してください。**

松戸市廃棄物処理要領(第５条)

■発生量、保管日数等を考慮して十分な面積、容量を確保すること。

■分別の区分に応じて仕切り等によりごみを分けて保管できること。

■ごみの飛散や悪臭等により周囲の環境を損なわない構造であること。

廃棄物の分類

廃棄物の定義　「廃棄物」とは、占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却したりすることができない為に不要となった、固形又は液状のものをいいます。

- **廃棄物**
  - 家庭から出るごみ
    - 家庭系一般廃棄物：一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物
  - 事業所から出るごみ
    - 事業系一般廃棄物：事業活動で生じた廃棄物のうち**産業廃棄物以外**のもの
    - 産業廃棄物：事業活動で生じた廃棄物のうち法で定める20種類及び輸入された廃棄物

※上記に加えて産業廃棄物と一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものはそれぞれ**「特別管理産業廃棄物」**、**「特別管理一般廃棄物」**と規定されています。

適正なごみ処理の流れ

事業所から発生したごみは、①**排出**、②**収集・運搬**、③**処理**のそれぞれの過程で責任が生じます。

①排　出

事業系一般廃棄物

可燃ごみ、プラスチックなどのごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(紙類・布類、ビン類・缶類)、ペットボトル など

産業廃棄物

法令で定められた20種類の廃棄物

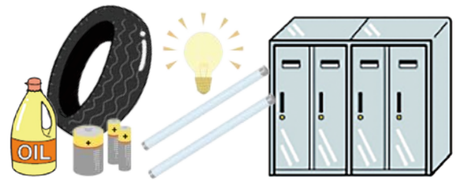

②収集・運搬

資源回収業者
※資源ごみ(紙類・布類、ビン類・缶類)、ペットボトルに限る

松戸市の許可を受けた一般廃棄物処理業者

自己搬入

千葉県の許可を受けた産業廃棄物処理業者

③処　理

民間の資源化施設
※資源ごみ(紙類・布類、ビン類・缶類)、ペットボトル など

松戸市リサイクルセンター
※不燃ごみ・粗大ごみ など

和名ケ谷クリーンセンター
※可燃ごみ・プラスチックなどのごみ など

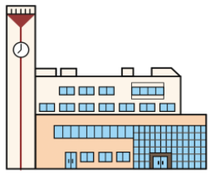

県の許可を受けた産業廃棄物処理施設

「事業系ごみ」と「家庭ごみ」の違い

・家庭から排出される家庭ごみは、市で収集し、市の施設で処理します。

・事業所から排出される事業系ごみは、市では収集しません。

❷事業系ごみの種類

事業系ごみの判別フロー図

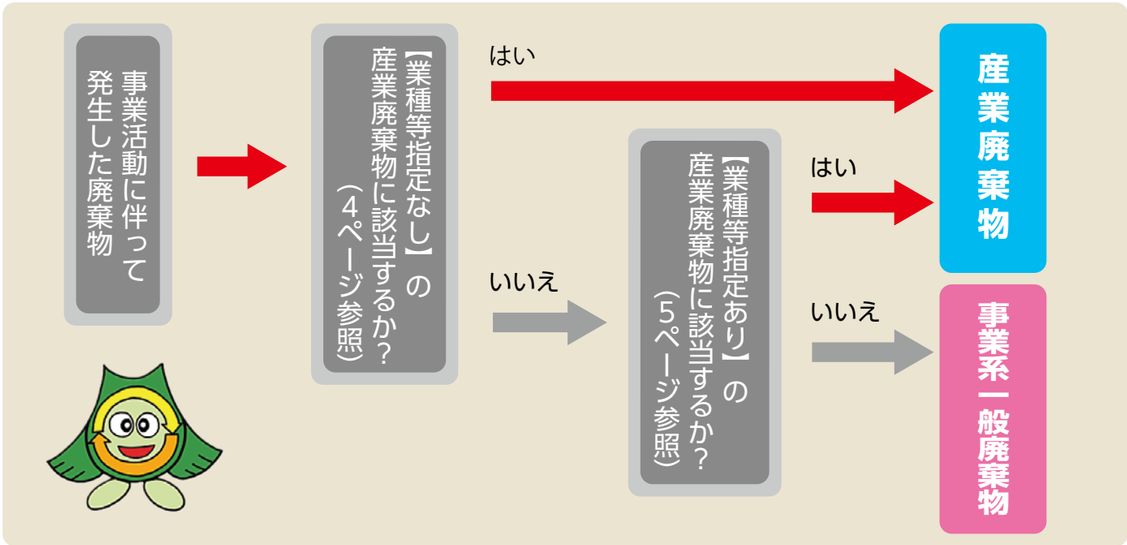

産業廃棄物一覧

■あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物【業種等指定なし】

種　類	具体例
①燃え殻	石炭がら、灰かす、焼却炉の残灰、炉清掃排出物など
②汚泥	工場排水などの処理後に残るものなど
③廃油	動植物性油、鉱物性油、洗浄用油、溶剤など
④廃酸	硫酸、塩酸、写真定着液などすべての酸性廃液
⑤廃アルカリ	ソーダ液、写真現像液などすべてのアルカリ廃液
⑥廃プラスチック類	廃発泡スチロール、プラスチック製品・容器包装など
⑦ゴムくず	天然ゴムくず
⑧金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、金属製品など
⑨ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	空きビン、ガラス製品、陶器製品、石膏ボード、レンガくずなど
⑩鉱さい	高炉、転炉、電気炉等の残渣、不良鉱石、不良石炭など
⑪がれき類	工作物の新築・改築または除去に伴って生じたコンクリートなど
⑫ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設等で集められたもの

■特定の事業活動に伴う産業廃棄物【業種等指定あり】

種　類	具体例
⑬紙くず	新築・改築・除去等に伴う紙くず【建設業】 【紙加工品製造業、印刷出版業】に係る紙くず
⑭木くず	新築・改築・除去等に伴う木くず【建設業】 【木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業】に係る木くず 貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材【全業種該当】
⑮繊維くず	新築・改築・除去等に伴う繊維くず【建設業】 木綿、羊毛等の天然繊維くず【繊維工業】
⑯動植物性残渣	【食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業】に係る動物又は植物に係る固形状の不要物
⑰動物系固形不要物	家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物【と畜場、食鳥処理場】
⑱動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの
⑲動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの
⑳ ①～⑲に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

■特別管理産業廃棄物

種　類	具体例
①廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）
②廃酸	ph2.0以下の酸性廃液
③廃アルカリ	ph12.5以上のアルカリ性廃液
④感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物（血液の付着した注射針等）
⑤特定有害産業廃棄物	・廃PCB等（廃PCBおよびPCBを含む廃油） ・PCB汚染物（PCBが染み込んだ汚泥、紙くず、木くず等） ・PCB処理物（廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの） ・廃石綿等（建築物その他工作物から除去したもの等） ・その他（廃水銀等、指定下水汚泥、鉱さい等）

松戸市の事業系ごみの分別区分

※中身の見えるポリ袋に入れてください
※未選別のごみは受入できません

分別の区分	ごみの品目の例示	受入基準	搬入先
可燃ごみ	○食品残渣、資源化できない紙類（紙くず、紙おむつ、写真、生理用品等）、資源化できない布類（50cm未満）、煙草の吸殻等	1日1回 2,000kg以内 資源化できない紙 50kg以内	和名ケ谷 クリーンセンター （10ページ）
プラスチックなどのごみ	**【一辺の長さが30cm未満のもの】** ★プラスチック製品、プラスチック製容器包装 ★ゴム類、合成皮革製品類	1週間合計 30kg以内	
不燃ごみ	★陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン（耐熱ガラス）等 ★スプレー缶、飲料・食品用以外のビン類・缶類 ★30cm以上50cm未満のプラスチック製品 ★80cm未満の衣装ケース類、座布団、クッション ★小型家電（粗大ごみ、家電リサイクル法対象品以外のもの） ★金属類（粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等）	1週間合計 80kg以内	松戸市リサイクル センター （10ページ）
粗大ごみ	**【一辺の長さが概ね50cm（一部80cm）以上のもの】** ○木製家具類、絨毯、マットレス、布団等 ★家電製品類【家電リサイクル法対象品を除く→7ページ】 〔食器乾燥機、ファンヒーター 電気こたつ、ステレオセット、その他〕 ★金属製品類 〔スチール製棚・ロッカー・机、 ガラステーブル、その他〕 ★その他 〔プラスチック製品類、及びプラスチックや金属等の 混成製品類で、一辺の長さが概ね50cm角以上のもの〕	1日1回 200kg以内	
資源ごみ	○紙類（段ボール、新聞、チラシ、雑誌・本、雑がみ等） ○布類（古着、衣類等）	**民間の紙問屋（7ページ）**	
	○ビン類（透明・茶・その他） ○缶類（スチール缶、アルミ缶等）	**民間の資源化施設（7ページ）** ※飲料・食品用に限る。	
ペットボトル	○飲料・醤油・酒・みりん・酢・ドレッシングの容器		
有害などのごみ	○乾電池、蛍光灯（管）、体温計（水銀を含むごみ）	**産業廃棄物処理施設（10ページ）**	
剪定枝 （落ち葉・草含む）	※枝は1本の太さ10cm未満、長さ50cm未満にして束ねる 草・葉は中の見えるポリ袋に入れる	廃棄物対策課へ事前に問い合わせ **【TEL047-704-2010】**	

松戸市の小規模事業者対策

★の項目は、通常**「産業廃棄物」**ですが、小規模事業者対策として**「家庭から出るごみと性状が同質で、商店や事務所等から出る少量のもの」かつ「受入基準内」のもの**に限り、市の施設で受け入れています。

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

【紙くず、木くず、繊維くず、汚泥（下水道し渣に限る）】1日1回1,000kgまで

※上記の産業廃棄物を搬入するには、和名ケ谷クリーンセンターと契約を締結する必要があります。

市で処理できないごみ

品　目	処　理　方　法
資源化できる紙類・布類 **飲料・食品用の ビン類・缶類** **ペットボトル**	①「資源回収業者」または「一般廃棄物処理業者」（9ページ）に収集を依頼する。 ②「民間の紙問屋」または「民間の資源化施設」（下記参照）に持ち込む。
家電リサイクル法対象の廃家電 〔エアコン・テレビ・洗濯機 冷蔵庫及び冷凍庫・衣類乾燥機〕	①購入店または買い換え店に依頼する。 ②産業廃棄物処理業者に収集を依頼する。（9・10ページ） ③「指定引取場所」（下記参照）に自ら持ち込む。 ※①、②はリサイクル料金と収集運搬料金がかかります ※③はリサイクル料金がかかります。
有害などのごみ 〔蛍光灯（管）、乾電池、ライター、 小型充電式電池、水銀体温計 等〕	①買い換え時に販売店で引き取ってもらう。 ②納入業者が持ち込んだものは、その業者に引き取ってもらう。 ③産業廃棄物処理業者に依頼する。（9・10ページ）
パソコン	① 各メーカーの受付窓口に回収を申し込む。 ② 一般社団法人パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685（https://www.pc3r.jp）
携帯電話	本体・充電器・電池は最寄りの携帯電話各会社のお店に持ち込む。

■紙類・布類 持ち込み先（民間の紙問屋）※持ち込む際は必ず事前に電話してください。

㈱木下	松戸市稔台5丁目15-4	☎047-308-8661
㈱グリーン	松戸市紙敷879	☎047-391-1588
㈱斎藤英次商店	松戸市和名ケ谷954-7	☎04-7186-6701（本社）
㈱山室	松戸市上本郷727	☎047-362-5170
リソースガイア㈱	松戸市稔台6丁目10-14	☎047-360-5181

■ビン類・缶類、ペットボトル持ち込み先（民間の資源化施設）※持ち込む際は必ず事前に電話してください。

㈱イサカエンタープライズ	松戸市上本郷86	☎047-331-7100
リソースガイア㈱	松戸市稔台6丁目10-14	☎047-360-5181

※飲料自販機を設置している場合は、納入業者に引き取りを依頼してください。

■松戸市近隣の家電リサイクル法対象の廃家電指定引取場所

新柏倉庫㈱柏取扱所	柏市十余二 164	☎04 -7128-5001
丸全京葉物流㈱船橋営業所	船橋市潮見町 19-4	☎047-431-4880
MDロジスフィールドサービス ㈱市川営業所	市川市塩浜 3-12	☎047-395-2549
㈱信光物流新三郷 ＤＣ	埼玉県三郷市仁蔵 194	☎048-954-7586

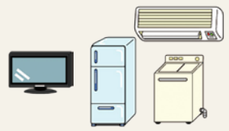

■市の処理施設に搬入を禁止しているもの

以下のものは、購入先や販売メーカー、専門業者にご相談ください。

区　分	排出規制物の例示
有害性の物	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
爆発性のある物	ガスボンベ、火薬等
引火性のある物	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
容積又は重量が著しく大きい物	ピアノ、自動車、オートバイ、耐火金庫等
著しく悪臭を発する物	腐敗した動物性又は植物性残渣等
特別管理一般廃棄物に指定されている物	昭和47年（1972年）以前に製造されたエアコン、テレビ、 電子レンジに使用されたPCB部品及び感染性一般廃棄物
市の処理業務を困難にし、 又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物	タイヤ、消火器、畳、石膏ボード、パーソナルコンピュータ（ノート型を除く）、 家電4品目、建設廃棄物に類する物等

③事業系ごみの処理方法

一般廃棄物の処理方法

出し方①｜市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託する

■一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、市の許可を受けている業者と契約しなければなりません。
業者に依頼すると、契約に基づく収集運搬費用と処理費用が必要となります。

■事前に収集回数、収集時間、収集量、収集場所などを把握しておくと、スムーズに契約が行えます。

■各一般廃棄物処理業者に連絡し、委託契約を結んでください。（９ページ）
以下の事務局から紹介を受けることもできます。

■委託する場合は、事前に「松戸市事業系ごみ処理状況届出書」を市に提出する必要があります。

松戸市一般廃棄物処理事業協同組合事務局
☎0120-5353-09（固定電話のみ）　☎047-312-2275

⚠収集運搬を委託する際の注意点

■処理先を把握しましょう

廃棄物の処理を委託する場合、一般廃棄物処理業者に引き渡しても事業者の責任がなくなるわけではありません。
処理を委託した業者が不法投棄を行った場合、排出した事業者の責任が問われることがあります。
事業者は、その廃棄物が最終処分されるまでの流れを確認する必要があります。

「処理業者に頼んでいるからわかりません。」では処理責任を果たしていないことになります。

■適正な許可をもった業者に委託しましょう

廃棄物を収集・運搬する際には、事業系一般廃棄物は市の許可、産業廃棄物は県の許可が必要になります。
廃棄物の種類に応じて、適切に業者を選びましょう。

正しく業者を選ぶことも事業者の責任です。

市の許可を受けた一般廃棄物処理業者一覧（市外局番:047）

No.	許可番号	会　社　名	住　所	限定区分	電　話	産廃許可
1	1	松清興業㈲	松戸市旭町 2-282		340-2101	○
2	2	常盤興業㈱	〃　松飛台 76	※食品循環資源含む	388-2101	○
3	5	㈲仙光産業	〃　紙敷 807-2		392-8453	○
4	7	㈲東松清業	〃　紙敷 3-36-1		385-5063	
5	8	㈲葛葉清掃	〃　古ヶ崎 2-3198-5		365-0321	
6	9	㈱市川環境エンジニアリング	〃　秋山 676-1	※食品循環資源含む	392-2629	○
7	10	㈱エコマックス	〃　紙敷 507		394-0003	○
8	12	㈲市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	※胞衣業限定	047-315-3840	
9	13	㈱光伸清運	松戸市大橋辺田之下 189-2		391-4678	○
10	17	東葛清掃㈱	〃　紙敷 1348	※食品循環資源含む	391-8977	○
11	19	㈲大勝産業	〃　五香西 6-1-6-Ⅲ-201		386-6721	
12	21	㈲丸功商事	〃　紙敷 1138		392-1530	○
13	23	㈱千葉総業	〃　五香南 2-10-15　ｴｽﾍﾟﾗﾝｻﾞ 3-107		047-498-0805	○
14	24	㈲総恵商事	〃　大谷口 191-2		341-7538	○
15	25	㈱ＴＥＣ	〃　紙敷 599		391-8400	○
16	26	日本サービス㈱	〃　主水新田 476-10	※食品循環資源含む	345-5665	○
17	27	島村興業㈱	〃　栄町西 4-1221		364-8188	
18	28	㈲山三紙業	〃　紙敷 1235-1		391-1066	
19	31	㈲東葛リサイクルセンター	〃　紙敷 1369-10	※食品循環資源含む	392-3156	○
20	32	㈲倉林商店	〃　栗ヶ沢 780-3		386-9986	○
21	33	㈲コスモ環境サービス	〃　新松戸 4-154		348-6677	
22	34	㈲アーク開発	〃　秋山 462-1		392-5380	○
23	36	㈲グリーンエコサービス	〃　紙敷 879-6		382-5985	
24	37	㈱大野集紙業	〃　五香西 4-28-1		387-3491	○
25	39	㈱丸正環境センター	〃　紙敷 1452		391-1281	○
26	40	㈲スズキサービス	〃　稔台 5-15-17	※食品循環資源含む	365-6356	○
27	43	㈲日美	〃　紙敷 478-3		391-8672	○
28	46	㈲正和産業	〃　八ヶ崎 7-39-16		347-5379	○
29	48	㈲ふじ吉サービス	〃　八ヶ崎 4-28-14		344-2464	
30	53	㈱イサカエンタープライズ	〃　上本郷 86		331-7100	○
31	60	㈱マルトシ	東金市山田 1315-1	※植物資源限定	0475-50-3701	○
32	63	㈱丸幸	鎌ケ谷市鎌ケ谷 3-5-38	※食品循環資源限定	047-443-0903	○
33	66	㈱サムズ	松戸市松飛台 286-5	※紙おむつ限定	387-0142	
34	70	松戸食品リサイクル協業組合	松戸市紙敷 507	※食品循環資源限定	391-7776	
35	71	㈱北総フォレスト	印西市岩戸 3298-1	※植物資源限定	0476-80-5211	○
36	72	㈱グリーンアース	市川市堀之内 3-21-1	※植物資源限定	047-318-5200	○

出し方②｜市の処理施設等に自己搬入する

■持ち込むものは、6ページを参考に正しく分別してください。
■持ち込む際は、**必ず事前に施設へ連絡してください。**業種、ごみの種類、重量等を確認します。
■事業者名や所在地がわかるものおよび運転免許証等の本人確認書類の提示を求められる場合があります。
詳細は各施設にお問合せください。
■**資源化できる紙類・布類、飲料・食品用のビン類・缶類、ペットボトル、有害などのごみは搬入できません。**
市で処理できないごみの処理方法 → 7ページを参照。

■ごみ処理手数料（令和９年４月現在）

種類	手数料
一般廃棄物	220 円/10kg　【20kg 未満は 440 円】
上記と併せて処理する産業廃棄物	308 円/10kg　【20kg 未満は 616 円】

■処理施設案内図

利用時間：8:30～16:30
休　　み：日曜日、5月3日から5月5日まで
年末年始（12月31日から1月3日まで）

必ず事前に施設へ連絡してください

松戸市リサイクルセンター
☎047-707-2746
（持ち込み専用ダイヤル）
所在地　松戸市七右衛門新田316-4
搬入できるごみの種類
【不燃ごみ・粗大ごみ】

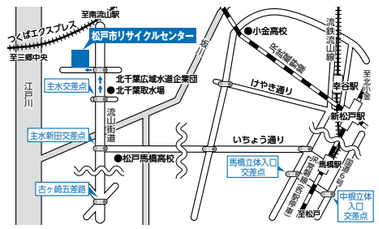

和名ケ谷クリーンセンター
☎047-392-1118
所在地　松戸市和名ケ谷1349-2
搬入できるごみの種類
【可燃ごみ・プラスチックなどのごみ】

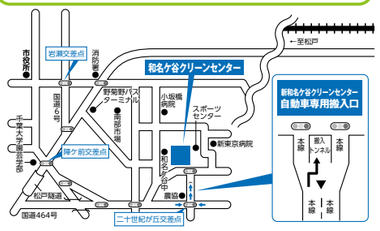

日暮クリーンセンター
☎047-388-6555
所在地　松戸市五香西5-14-1
搬入できるごみの種類
【剪定枝等（落ち葉・草含む）】

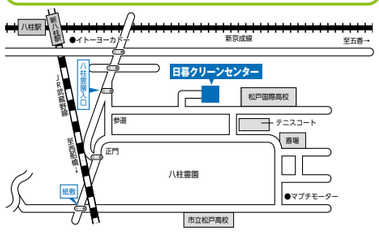

産業廃棄物の処理方法

■産業廃棄物は、千葉県から許可を受けている業者に処理を委託してください。
産業廃棄物の処理業者の紹介については下記へお問合せください。

（一社）千葉県産業資源循環協会　☎043-239-9920

■産業廃棄物の処理でご不明な点がございましたら、下記へお問合せください。

東葛飾地域振興事務所　地域環境保全課　☎047-361-2119

④松戸市のごみ減量化対策

松戸市のごみ量

令和3年度の松戸市のごみ処理量は124,369トンであり、そのうち **事業系ごみは32,159トンで、全体の約3割**にあたります。

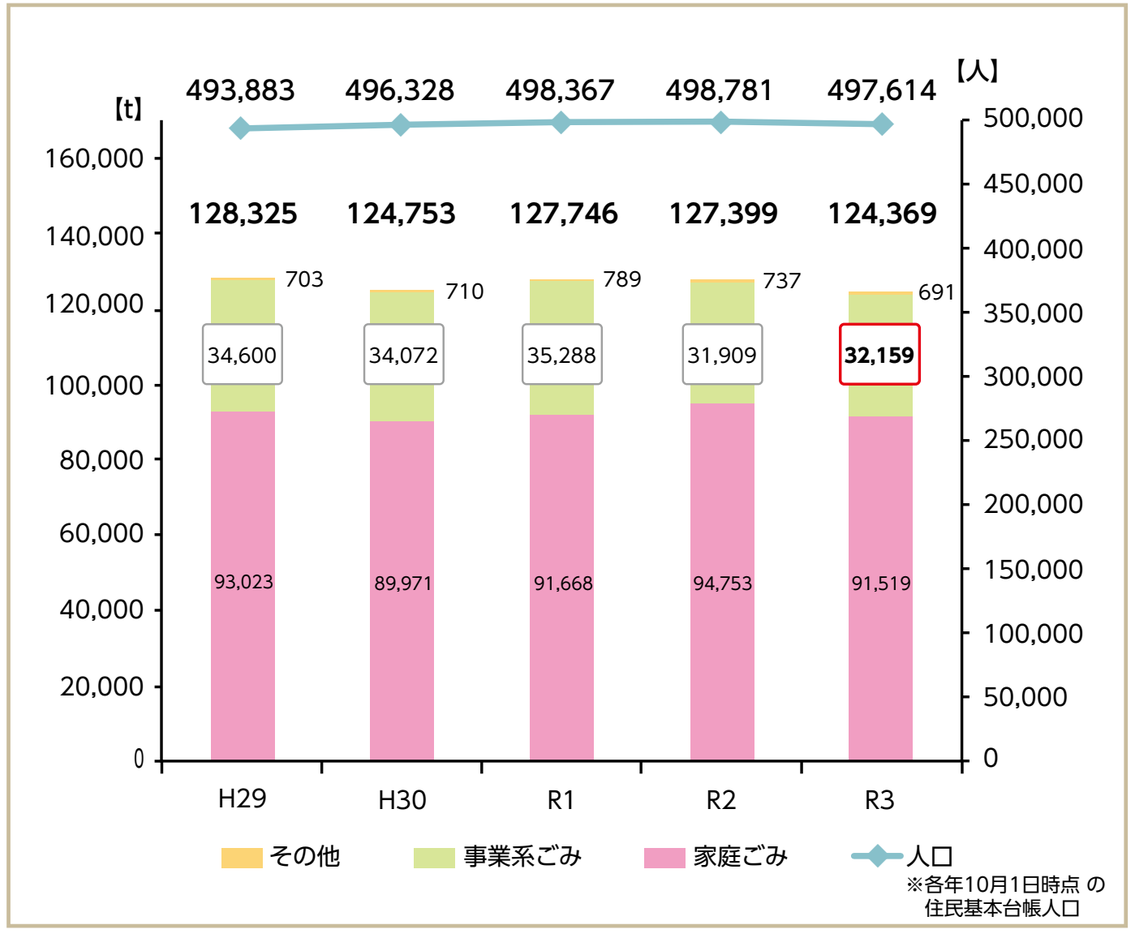

松戸市では、以前まで「クリーンセンター」と「和名ケ谷クリーンセンター」の2施設でごみを焼却していましたが、そのうち「クリーンセンター」が老朽化により2020年3月末をもって稼働を停止しました。そのため、当面、燃やしきれないごみの処理を近隣市に依頼する必要があります。他の自治体に処理を依頼するごみの量はできる限り減らす必要がありますので、ごみの減量にご協力をお願いします。

事業系ごみの排出状況の調査・指導

1. 訪問調査

一定規模以上の事業者を対象に、ごみの減量・分別促進を目的とした訪問調査・指導を実施しています。対象事業者には、事前に訪問調査の通知文を市から送付します。

2. 搬入物検査

ごみ処理施設で搬入物検査を随時実施し、一般廃棄物処理業者と排出事業者に対して、搬入物の適正化を促します。**違反ごみが出た場合は、搬入を拒否し、持ち帰っていただきますので、再分別をお願いします。**

⚠ 搬入物検査における「違反ごみ」

和名ケ谷クリーンセンターの搬入物検査で 、実際に出てきた違反ごみの例です。
和名ケ谷クリーンセンターでは主に、**可燃ごみ**（厨芥類、資源化できない紙類等）と、家庭から出るものと性状が同質で、商店や事務所等から出る**少量のプラスチックなどのごみ**（30cm未満）**しか搬入できません**（6ページ参照）

下の写真のような違反ごみや、小型充電式電池、スプレー缶、ライター等は、施設の故障や火災事故の原因となるため、絶対に混入しないでください。
また、ビン類・缶類、紙類・布類などの資源は分別し、資源化施設に出してください。

■ビン類・缶類

■スプレー缶等の発火物

■30cm以上のプラスチック

■シュレッダーした紙
（資源化できる紙類）

■蛍光灯

■未分別の廃棄物

「中身の見えるポリ袋」を使用してください

適切な分別を促すため、中身の判別できない袋等での搬入を禁止しています。**必ず中身の見える袋に入れて排出してください。**
なお、他市の指定ごみ袋も使用できません。

松戸市に提出が必要な書類

1. 松戸市事業系一般廃棄物減量計画書

廃棄物処理法や市条例により、多量排出事業者は毎年「減量計画書」を提出しなければなりません。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
（多量排出事業者の義務）
第14条
3　多量排出事業者は、規則で定めるところにより、**当該事業所から生じる事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。**

■廃棄物の減量化・資源化を計画的に推進するため、事業活動から排出されるごみの種類、量、処理方法及び今後の減量計画を具体的に記載します。
■該当事業者には毎年5月頃に市から書類を送付します。
送付がなかった場合は、下記松戸市公式ホームページから様式をダウンロードして提出してください。

松戸市事業系一般廃棄物減量計画書 × 検索

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/jigyousyokeigomi/genryoukeikakusyo.html

多量排出事業者とは
一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500㎡を超える小売店舗もしくは建築延べ床面積3,000㎡以上の事業者

2. 松戸市事業系ごみ処理状況届出書

多量排出事業者以外の事業者は、事業系ごみの排出実態の届出をする必要があります。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
（事業者の処理の届出）
第26条　市の処理施設において処理する事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その**廃棄物の種類及び処理の方法その他必要な事項を市長に届け出なければならない。**

■事業活動から排出されるごみが適正に処理されているかを把握するため、ごみの種類、量、処理方法を記載し、市に届け出ます。一度提出いただければ結構ですが、確認のため、市から再度提出をお願いすることもあります。
■市で把握した事業者には、市から書類を送付します。送付がなかった場合は、下記松戸市公式ホームページから様式をダウンロードして提出してください。

松戸市事業系ごみ処理状況届出書 × 検索

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi_shinyou/jigyousyokeigomi/gomitodokedesyo.html

■届出の受理後、「届出済証」を交付します。

市の処理施設を利用するときに、「届出済証」の提示を求められる場合があります。

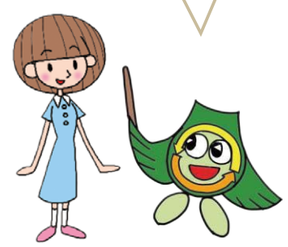

⑤ごみを減量するために

事業系ごみ減量によるメリット

事業所から出るごみは事業者の姿勢を表します。
環境にやさしい事業所を目指しましょう。

1. 企業のイメージアップ

環境問題に関心が高まっている今、会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、企業のイメージアップにつながります。

2. コストの削減

ごみを減量することにより、ごみ処理にかかるコストを削減することができます。

3. 地球環境保全

事業者によるごみの減量等の取り組みにより、資源保全、省エネルギーなど、次の世代へ良い環境を残すことができます。

3Rの実践

3Rとは？ Reduce（リデュース） Reuse（リユース） Recycle（リサイクル）
3つの英語の頭文字を表しており、その意味は次のとおりです。

3Rの取り組みによっても
なお不用となったものは、
廃棄物として処理しましょう

一番大事!

①リデュース（発生抑制）ごみになるものを減らす。

仕入れの量を適量にするなど、
ごみを出さない工夫をしましょう。

③リサイクル（再生利用）もう一度資源として利用する。

紙類・布類、ビン類・缶類、ペットボトルなど、資源になるものは資源回収業者に引き取ってもらいましょう。
（7ページ）

②リユース（再使用）くりかえし使用する。

不用になったら、必要な人に
譲ったり、故障したら修理などをして
再使用しましょう。

ごみを分別できる環境づくり

事業所内で分別できる環境づくりをしましょう。

ステップ①｜発生するごみの種類・量を把握しましょう

■事務所、休憩室、店頭等、事業所内でも場所により発生するごみは様々です。
場所ごとに発生するごみの種類と量を把握しましょう。

ステップ②｜分別箱を設置しましょう

■発生するごみの量に合わせて、設置スペースを確保し、相応しいごみ箱を用意しましょう。
■発生するごみの種類ごとにごみ箱を設置し、それぞれ表示をしましょう。
排出される具体的なごみの例示があると、よりわかりやすくなります。

ステップ③｜保管場所をごみの種類ごとに区分けしましょう

■保管所内をごみの種類ごとに区分けし、それぞれ看板等で表示をしましょう。
表示をすることで、どこに何を保管するかが明確になり、収集間違いも防止できます。

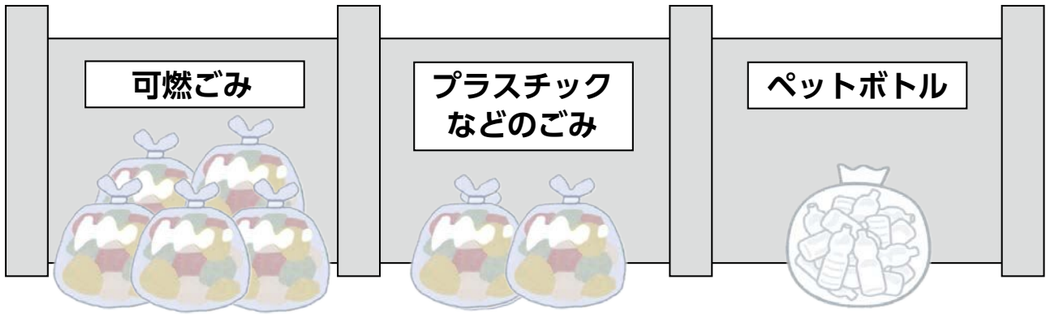

紙類のリサイクル

可燃ごみの中には、リサイクルできる紙が多く含まれています。紙類をリサイクルして可燃ごみを減らしましょう。

ステップ①｜発生抑制 工夫して紙を節約しましょう。

- 両面印刷や2in1印刷をする
- コピー用紙の裏面を利用する
- 電子メール等を活用し、ペーパーレス化する
- 回覧や掲示を利用して書類を一元化する

ステップ②｜分別 発生した紙類は種類ごとに分別しましょう。

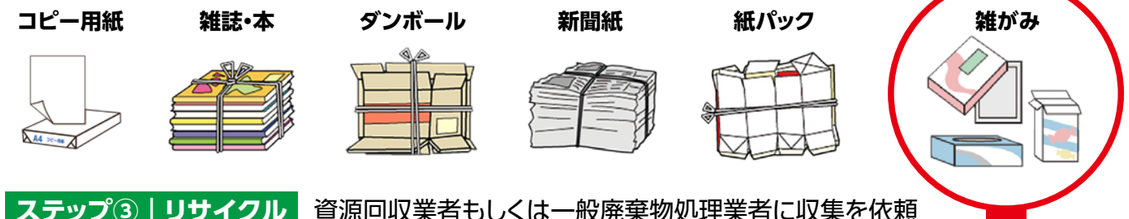

ステップ③｜リサイクル 資源回収業者もしくは一般廃棄物処理業者に収集を依頼または紙問屋に持ち込みましょう。

「雑がみ」の分別

雑がみとは、お菓子の空き箱、包装紙、封筒など**「リサイクルできる雑多な紙」**のことです。
普段何気なく可燃ごみに出してしまいがちですが、分別して資源回収業者に引き渡せば、新しい紙製品に生まれ変わります。

■資源化できる主な「雑がみ」 ※分別・排出方法については、事前に持ち込み先の紙問屋、資源回収業者もしくは一般廃棄物処理業者にご相談ください。

■資源化できない主な紙類（禁忌品） ⇒ 「可燃ごみ」で出してください。

- 汚れた紙
- 臭いのついた紙
- 防水加工のされた紙（紙コップなど）
- 写真
- 昇華転写紙
- 圧着はがき
- 粘着テープ
- 感熱紙（レシートなど）

生ごみのリサイクル・食品ロス削減

食品リサイクル法では、**食品廃棄物**のリサイクル等の実施にかかる事業者の責務などを規定しており、同法で定められている**食品関連事業者**には、食品廃棄物の「発生抑制」「リサイクル」「減量」の取り組みを進めていく責任があります。
また、令和元年10月1日に**「食品ロス削減推進法」**が施行されました。本法では事業者は国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものと定められています。

食品ロスとは

まだ食べられる食品が廃棄されてしまうことをいいます。

食品廃棄物とは

①食品の製造や調理過程で生じる加工残渣、調理くず
②食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し
※このうち、肥料や飼料などの原料となる有用なものを食品循環資源といいます

食品関連事業者とは

①食品の製造・加工を行う事業者
②食品の販売を行う事業者
③飲食店及びホテル・旅館等の食品の提供を行う事業者

ステップ①｜発生を抑制する

■食材の管理を徹底して、食品を作り過ぎないように心がけましょう。
■飲食店では、小盛メニューの提供やお客様に食べ切りの協力をお願いしましょう。
■小売店では、仕入れの調整や値引きによる売れ残りの削減を検討してみましょう。

ステップ②｜水切りを徹底する

■生ごみの80%は水分です。水切りをすることで大幅に減量することができ、ステップ①での取り組みなどとともに、処理費用の削減にもつながります。

ステップ③｜リサイクルする

■生ごみを飼料・堆肥・メタン（エネルギー化）などへリサイクルしている業者に処理を委託しましょう。
■食品循環資源収集運搬の許可をもっている業者に再資源化先の相談を含め、お問い合わせください。

許可番号	廃棄物収集運搬事業者名	所　在　地	電　　話
2	常盤興業㈱	松戸市松飛台76	047-388-2101
9	㈱市川環境エンジニアリング	松戸市秋山676-1	047-392-2629
17	東葛清掃㈱	松戸市紙敷1348	047-391-8977
26	日本サービス㈱	松戸市主水新田476-10	047-345-5665
31	㈲東葛リサイクルセンター	松戸市紙敷1369-10	047-392-3156
40	㈲スズキサービス	松戸市稔台5-15-17	047-365-6356
63	㈱丸幸	鎌ケ谷市鎌ケ谷3-5-38	047-443-0903
70	松戸食品リサイクル協業組合	松戸市紙敷507	047-391-7776

ステップ④｜リサイクル製品を利用して作られた農畜産物を利用する

■生ごみを原料とした飼料や堆肥を使用して生産された農畜産物を利用することにより、初めてリサイクルの環が構築できます。
安定したリサイクルのために、積極的にこれらの生産品を利用しましょう。